

# 労働所有説批判と可想的占有

—カント国家論における「土地」の位置づけという観点から—

Intelligible possession and criticism on labour theory of property  
by Immanuel Kant

木原 淳

福島工業高等専門学校、一般教科

Jun Kihara

Fukushima National College of Technology, Department of General Education

(平成20年9月3日受理)

Kant criticized so-called labour theory of property, which was advocated by John Locke's "Two Treatises of Government". However Kant's criticism to labour theory was only pointed to the aspect of acquisition of land (ground). This paper gives two reasons for this background. Firstly, Kant divided the object of property into two groups; external thing and internal thing. According to this division, land is purely external thing. So we cannot explain the acquisition of land by labour theory, which starts from the view of internal mine (my body and labour). Secondly, according to Kant, land is regarded as "substance" of things, and other things as "inherence". It means that land is not only the object of private property but also the ground of a public legal system. Dealing with only private property, labour theory of property cannot be applied to original acquisition of land. To the contrary, Kant proposed the basic theory of property as intelligible possession. Though it contains some unclear points, it enables to explain two important faces of land property; private property and public dominion.

**Key words:** labour theory, intelligible possession, substance, inherence. Kant, Locke

## 1. はじめに

何を譲渡しうるか、あるいはできないか、という線引きをめぐる所有論の問いは、哲学上の問いであるだけでなく、所有秩序としての市場がいかに関与されるべきか、またその生成に際して国家は何を規制し、どこまで関与できるかという、法哲学・国家哲学上の論点と交錯する地点でもある。所有のあり方や、日々の市場取引を通じて生成してくる所有秩序は、常に(広い意味での)国家の基本構造を形成してきた問題でもある。人は生存のためにモノを獲得、所有し、交換する必要に迫られるが、それらの行為が日常生活の中で正当な行為とされる必要がある。つまり所有には常に何からの意味での正当化と法的位置づけが共同体によって付与される必要がある。この共同体を広義の国家と捉えるのであれば、所有論とは、常にある特定の国家像と結びついている。逆

に特定の国家構想をもつ場合、被治者の財産的秩序や経済生活をいかに擁護するのかという意味で、所有秩序は国家構想の具体化に他ならない。所有論は国家論と結びつくことなくしては完結しえない関係にあるといえる。

ところで近代の主権的な法治国家の生成において、カントの法哲学と法思想が一つの構想的役割を果たしたとすれば、その歴史的・思想的意義を理解するに際し、カントの所有論がその国家論といかに関連づけられているか、ということは一つの重要な論点といえるべきものとなる。上記の認識にしたがえば、カントの所有論はやはりある特定の国家観を要求するし、カント国家論もまた特定の所有秩序を前提として成り立っているのであるから、その総体的な認識のためには両者の構造的な関連の把握が不可欠である。この作業を経ることなく、啓蒙主義国家観や所有論を個々別々に取り上げたとして

も、時代を画する思想の意義を真に捉えることは困難であろう。それにもかかわらず、この二つの領域の構造連関を解明する作業は従来、余り注目されてこなかったように思われる。法哲学の領域において主に問題とされてきたのは、カントの私法論や国家論、さらに世界市民社会の構想にまで至る体系が、超越論哲学の実践的な適用としてそもそも認められるのかどうか、という問題<sup>1</sup>に研究の精力は大きく費やされてきた。たしかに公法思想史や公法理論の領域において、ドイツ型法治国家論の先駆として、カントはしばしば参照されてきたが、その検討対象はほぼ公法論・国家論に限定されている<sup>2</sup>。また私法思想史の領域においても、カントが権利としての自由を基点とし、そこから物権、債権の峻別を明らかにしたこと、そしてこの峻別論が、サヴィニーを通じ、ドイツ私法学に対し及ぼした影響の偉大さ等がしばしば強調されるが<sup>3</sup>、そのこととカントの公法論や国家論に対する影響や関連づけには言及されることは乏しいというのが実態である<sup>4</sup>。この二つの領域を有機的に結合させる試みはむろん従来より存在するが、その試みは大きく二つに区分できると思われる。一つは古くはフォアレンダーなどに代表される社会主義者としてのカントないしは社会国家論者としてのカント理解である<sup>5</sup>。『法論』のうちの「私法」で基礎づけられた私的所有権が「公法」の局面において制約ないし再分配される契機を重視するものである。これに対してマクファーソンの「所有個人主義(Besitzindividualismus)」の立場からカントの法・国家理論を理解しようと試みる立場の代表としてリヒャルト・ザーゲが挙げられよう。いずれの立場が適切かを問う以前に、私的所有権と国家との関わりは、社会国家論対(自由放任的な)古典的自由主義というイデオロギー先行的な対立枠組みに矮小化されてしまいがちである。事情は政治哲学の領域でも変わらないであろう。『判断力批判』に着目したアーレントによるカント再評価にしても、それはカントのもつ「政治的なもの」に着目した政治哲学研究にとどまるものであって、私法論とのつながり云々以前に、『法論』の扱う実定的な法秩序との具体的関連は問題にされていない<sup>6</sup>。そもそもアーレントによれば、『法論』の議論は老衰による痴愚として片づけられるべきものであり、私法論と公法論との架橋といったことは問題にもされていない。

このように、『法論』の触れている個々の点について、各々の実定法(の基礎理論)分野間で相互に連絡のないままに孤立し、完結してしまっている傾向が好ましいものでないことは当然である。ただししばしば指摘されてき

たように、『法論』テキスト構造の複雑さ、その一貫性の疑わしさ、イデオロギー的な揺れ、といった諸点を鑑みるならば、そのような現状は必ずしも理解できないものではない。たとえば「对人的物権」という、Leibeienschaftを連想させるような権利観念を取り上げるならば、議論を私法論だけに限定してもカントが市民的私法秩序の構想を果たしてもっていたのかどうか、このことすらも議論の対象となる。また公法論で区分されている、能動的な国家公民と、投票権をもたない受動的な国家公民といった区別、あるいは確信に満ちた抵抗権否認論の主張は、societas civilis的な保守的かつ権威主義的な政治共同体秩序の追認ともみなされうるし、事実そのような理解もこれまでしばしばなされてきた<sup>7</sup>。こうした諸側面を強調すれば、『法論』の非啓蒙的性格は明らかであり、『法論』は三批判書で展開される超越論哲学とは断絶した、旧政治社会の残滓を引きずる、実質的倫理を内在させた作品と評されることになる<sup>8</sup>。しかし仮にこの解釈が正当であるとしても、目を転じて、『啓蒙とは何か』で展開される反専制論、後見的福祉主義に対する批判、また『永遠平和論』にみられるような、国際平和論といった領域を取り上げるならば、カントの啓蒙主義的性格もやはり否定できないということになり、議論はさらに錯綜したものとなる。

要するに、『法論』の全体、法概念論から私法論、国家論、さらに『永遠平和論』で展開される政治哲学までを包括する理解はなお不十分な状況である<sup>9</sup>。個々の分野と道徳哲学との関係づけに関わる論考は少なくないが、所有論と国家論の関係のような、私法と公法との架橋がどのようにおこなわれているのかということについては、十分な注目を浴びていない部分である。本稿では土地に関する所有と支配という観点からこの点を考察することを目的としている。

## 2. 「外的な私のもの」の意義

カント所有論<sup>10</sup>の特性とその公法秩序・国家観との関わりを考える上で法(権利)と自由がいかに理解されているかを最初に確認しておきたい。カントの国家論は、複数のテキストに分散しているが、その所有観については『準備草稿』『省察』を別とすれば、『人倫の形而上学 法論<sup>11</sup>』(以下『法論』と表示)が主なテキストとなる。『法論』は第一部「私法」と第二部「公法」から構成され、ここで扱うカントの所有観は、第一章の「外的なある物件を自分のものとしてもつありようについて」とする表題から始まり、続けて「外的なある物

件を取得するありようについて」と題される第二章中において「物権」、「対人権」、「对人的物権」といった私権の基本的分類がおこなわれる。そして第三章「裁判所における主観的に制約された取得について」において私法の部は終了し、第二部「公法」へ移行する構造を取っている。カントの法体系は、自然状態を前提とする啓蒙主義自然法論の伝統に従いつつ、私法—私権と公法—公権とを体系上区分することによって、公法と私法の二元的な構造を提示するものとなっている<sup>12</sup>。

ところでカントは「公法と私法」を議論する前段階として、「法論のための序論」を設け、法論の性質、法の概念、法の普遍的原理、法と強制を問う形で法一般についての考察を進め、実定的な法秩序を形成する基礎的な観念を確認していくが、私的所有権の根拠づけにおいて、大きな役割を果たしているといえるのは、「生得的権利(angeborenes Recht)」と「取得の権利(erworbenes Recht)」との区分である。カントは法を客観的意味における法と、主観的意味における法とに区分するが、前者の客観的意味の法について、自然法と実定法とに区分され、そのうちの他人を義務づける力としての法、すなわち主観的権利が「生得的権利」と「取得の権利」とに区分される。個人の自然権としての権利能力の規定はここから始まることになる。この区別は文字通り、取得されたものか、生得的に享有するかという違いに由来するが、このような区別を設けることは、後に展開される法秩序全体の構想に対してどのような影響を与えることになるのだろうか。この区分の実践的意義とは何か。ここで重要になるのが「内的な私のもの・外的な私のもの」との対応である。

「内的な私のもの・外的な私のもの」の区分は、カントがテキストとして使用していたアッヘンヴァールの『自然法』にも見られるもので<sup>13</sup>、カントの独創にかかるものではないが、カントはこれらについて、権利を享有する仕方に応じた区分をおこなっている。前者の生得的権利とはただ一つの「内的な私のもの」とされ、それは「一切の法的行為と無関係に、すべての人各自に本性上に帰属する権利」(RL, VI, S. 237)である。具体的には他人の強要的意思からの独立を意味する自由、生得的な平等、さらに「自分自身の主人(scin eigenes Herr)」を意味する「自権者(sui iuris)<sup>14</sup>」として理解される。この説明が示しているように、生得的権利とは、一切の法秩序に先行する自然的な、「内的な私のもの」に対応する権利である。「自分自身の主人」であることと理解されていることから見ても取れるように、カントは生得的

な権利をもまた「所有」の枠組みによって理解している(RL, VI, S. 238)。重要なことは、この生得的権利と取得の権利は、同じく理性の法則から導かれるアプリアリな法命題でありながら、前者はあらためての論証を要しない、分析的に導かれる命題であり、後者は総合的な法命題であるという点である。生得的権利からは身体の自由と不可侵性が当然に導かれるが、同時に「私の身体」と物理的に結合した物件の占有に対する権利も含まれることになる。私のもっているりんごを私から奪うことは「外的な」ものではなく、「内的な私のもの」に対する侵害である。「経験的占有」に対する侵害は、「内的な私のもの」への侵害として構成されるから、「法に合った経験的占有についての命題は、ある人格がそれ自身についてもつ権利を越え出ることはない」(RL, VI, S. 250)のである。

しかし法とは「ある人の意思が他人の意思と自由の普遍的法則にしたがって調和させられるための諸条件の総体」(RL, VI, S. 230)と考えられる以上、時間・空間的限定を受ける経験的占有の諸条件をすべて捨象した上で、外界に対する支配、つまり「私の外にある物件を可能とする命題」、つまり「外的な私のもの」を、いかにして他者との調和の中で論証していくかが次の問題となる。それゆえに「内的な私のもの」は、もはや問題となるものではなく、「序論」部分に組み込まれる。「外的な私のもの・外的な汝のもの(äußere Mein und Dein)」こそが、実定法秩序の構想たる『法論』本論で主に問題とされるべき問題となる。

こうして『法論』本論となる第一部「私法」での検討は、「外的なあるものを自分のものとしてもつあり方について」についての考察から開始される。ここでカントは他者の利用を排除しうる権原をもつ「外的な私のもの」を「法的な私のもの(rechtliche-Meine)」とみなすのである。この「法的な私のもの」を可能とする条件は、「他人が私の同意なくそれを使用しようとするれば、私を侵害するであろう」(RL, VIII, S. 353)という形で私と結合している関係である。カントはこの状態を「占有(Besitz)」とよぶが、この占有が法的な意味をもっていると言えるために、経験的・物理的な所持をしていなくとも、物件が私と結合しているといえる状態であればならない。つまり「私がたとえ物件を現実的に占有していなくても、なおかつ私が侵害されることがありうる」ような意味あいをもっていれば法的な占有としては十分であるし、またそれが法的であるというためには、占有主体と物件との間で、時間的・空間的な結びつきを要

件とするものであってはならないということになる。

法的占有を可能とするこのような意味での占有をカントは特に「可想的占有(intelligibler Besitz)」とよび、時間的・空間的な結合関係を有する物理的・経験的占有に対置させている。この可想的占有の観念によって、物件を物理的に所持していない「外的な私のもの」への侵害が可能となる。盗まれた私のナイフは、現在物理的に所持してなくとも、返還を請求できるし、手元のない金銭について、いまだ充足されていない債権として私はその返済を要求しうるのである。

「所有」を可能とするこのような非経験的な観念の存在が必然的であるとしても、問題はこれをいかにして証明(演繹)するかということであり<sup>15</sup>、『法論』の§6以下ではこの非経験的な観念の証明が試みられる。私の身体と物理的に結合した物件については「内的な私のもの」として自由の理念から分析的に導かれるものとして説明することができる。だが私がその物件を占有していないにもかかわらず、それを「持つ」といいうる「可想的占有」の観念はいかにして可能になるのか。カントはこの課題に対しては、「いかにしてア・プリオリな総合的法命題が可能であるか」という形で問い直されるものとしている(RL, VI, S. 255)。この問題設定は、いうまでもなく、第一批判において問われる「いかにしてア・プリオリな総合判断は可能か」という問いとパラレルな形で提起されている<sup>16</sup>。カントはこの難問に対しては、理論理性上の認識によっては答えられるものではないとする。しかしながら自由が理性によって定立されるア・プリオリな命題であるとするれば、「私の意思の外的な自由」も、普遍的法則にしたがい、他者のそれと調和しうるものとして実現されなければならない。逆にもし、この意味での占有が認められなければ、意思の外的な自由が否定されてしまい、理論理性からの要請とは矛盾するという背理に陥ることになる。「可想的占有」はこの意味で批判書によって採用された理性のアンティノミーを援用した論証によって、すなわち「実践理性の法的要請」として観念されることになる<sup>17</sup>。

こうして導出された可想的占有を以て、『法論』の「私法」は、「権利一般」を可能とする観念とし、単なる物権(所有権)の基礎観念以上の位置づけを与えている。すなわち特定の作為不作為を求める権限、そこには家共同体における妻子、僕隷などに対する身分上の地位も含まれるが、これらすべての権利の基礎として、可想的占

有が置かれている。『法論』ではこれらの客体に対応して、私法上の権利を、物権、債権、物権的な対人権という3つの形態に区分し、この3つに基づいて私法体系全体が構想されるものになっている。この体系は「物権的な対人権」という問題性をはらむ類型を含みつつも<sup>18</sup>、後のサヴィニーに援用されるような独立した私法体系の基礎を築くものになっている。カントは、ヴォルフに代表される「義務の体系」としての大陸型の啓蒙主義自然法論を、「権利の体系」に転換せしめたとされるが、このような転換を可能とする出発点は「可想的占有」の観念にあると見てよい。可想的占有の観念は、権利の非経験的な、超越論的性格をあらわすものとして提示された超越論哲学の問題意識から生まれたものであると同時に、実践的には「権利」中心に構成される統一的な私法体系の基礎という性格も併せもつものと理解することができるのである<sup>19</sup>。

こうした理解を貫徹させるならば、可想的占有の観念は、国家ないし公法秩序に独立して先行する私法体系を形成するものとして、前国家的な自然権の基礎であるとの解釈も可能となる。カントは自然状態を以て「外的な私のもの・汝のもの」が暫定的に成立する状態と理解し、これに法的状態すなわち公民的状态を対置し、ここで「外的な私のもの・汝のもの」が公権力によって確定的なものにされるとみている。問題は、ここでいう自然状態と法的状態が、時間的にどのような関係にあるのか、また存在論的にどのような次元に置かれているのかが必ずしも明らかではないことである。§9においては自然状態においては「現実的」だが、暫定的な占有でしかありえないとしている。この点だけを取るならば、カントは自然状態を以て論理的な仮構とみなすという解釈が可能となるが、他方で、「確定的な占有を可能とする法的状態への移行を快しとしない」人間が、自然状態における暫定的な享有を侵害しようとする行為に対して、これに「抵抗する権利をもつ」と述べているように、自然状態は単なる論理的仮構ではなく、一定の現実性をもつ歴史的・経験的な次元によって捉えられてもいるのである。「すべての人々と相互に隣接する関係が不可避なのだから、自然状態を出て法的状態へ、つまり配分的正義の状態へ移行するべきである」とする公法の要請は、法の概念から分析的に導かれる(RL, VI, S.307)とされる。この要請はア・プリオリなものとして理解できるが、そのような要請は、どのような存在論的次元で生活する者たちを想定して布告されているのだろうか。ここではなお、法的状態以前の自然状態が経験的次元で存在して

いるかのように解釈する余地があり、そうなると、カントの所有論は、『政府二論』のロックと同様に、国家の形成を促進・指導する自然権としての機能をもつという理解も可能になってくる<sup>20</sup>。すなわちカントもまたロックと同様に、所有優位、私権優位の、ブルジョワ法的な意味での「近代的」な国家論を採用しているかにもみえるのである。

とはいえ、この部分だけを取ってカントの法秩序観をザーグの解釈にならい、「近代」の「所有個人主義」的な法秩序観の持ち主と直ちに断定することには問題がある。可想的占有の観念は、意思の外的自由を可能とするための、法の理念からもともと要請されるものであって、ロックのように、経験的存在としての個人や労働によって導かれる所有観とは基本的な性格を異にしているからである。とはいえロックは自然権としての身体の自己所有を出発点とする所有論を展開しているのであり、「内的な私のもの」としての生得的権利をアプリアリに認め、そこから所有論を展開するカントとまったく異質だというわけでもない。

「外的な私のもの」を可能とする可想的占有に導かれる法秩序観とは、公法秩序との関連を含めて、どのようなものとして理解すべきなのか。ロックの場合にはその所有論を検討することによって、その構想する法秩序観がどのようなものかを容易に見て取ることができるわけだが、カントの場合も同様に、その所有観を理解することと、法秩序構想を理解することとの間に関連はあるといえるだろうか。カントの場合、ロック理論にみられるような、両者の間の明確かつ単線的な関連を見出すことが困難であるとしても、所有の基礎づけをいかに理解するかは、やはりその公法観と国家観を大きく左右されるものと思われる。むしろ「可想的占有」は、まだ「所有権」ですらない以上、そこから法秩序全体の構想を完全に導き出すことはできない。したがって可想的占有論は、有体物の所有の権原を認める「物権」へと議論の中心を移行することが不可欠といえるが、ここではその検討を、カントの労働所有説批判から始めたい。というのも所有に対する可想的な権原を認めることと、身体の自己所有論を背景として、身体による労働を通じ、物件の取得を認める論理はいわば相反する関係にあるといえる。そして可想的占有を説く『法論』では周知のように労働所有説に対する批判が加えられているわけであるが、カントもはじめからこの立場を確立していたわけではない。むしろ批判期以前のカントは、労働所有説に近い立場にあり、その後『法論』では一転、労働所有説に

対する明確な反対者となるのである。この転換は後に続く国家構想との間でどのような関係を持ち、またどのような影響を与えているのだろうか。隣国フランスでの革命を横に見つつ執筆された『法論』は、たとえば「公法」において、専制に対する抵抗禁止を力説し、啓蒙主義者たちからの驚愕や反発を買うという、同時代からすでにその問題性を指摘されてきた作品であった。カントの労働所有説批判への転換は、このような『法論』の「反動的」な傾向への転換とも相俟っているようにもみえるわけである。これにはどのような背景が存在するのか、可想的占有論の提示は、労働所有説的な法秩序観の何を転換しようとしているのだろうか。

### 3. 「身体の延長」と占有の可想的性格

カントの所有論における可想的占有に相当する部分は、ロックで言えば、外的な物件を身体の「延長」と捉える論理であろう。そのような延長を可能としているのは、「身体の自己所有」という命題と、労働を媒介として外的物件を自己の身体の一部であるべきとする規範的な論理である。ロックの場合、この規範的な性格を備えた所有論が国家の正当化根拠を付与するという構造を取っているのに対し、可想的占有が必ずしも特定の国家観を含意しているわけではない点で、カントの論理とは対照的である。超越論的に基礎づけられた権利を説明しようとするカントの立場は、経験的な契機を伴うものではないし、「内的な私のもの」と「外的な私のもの」を区別しようとはしないロックの労働所有説とは相容れないものに見える。

それにもかかわらず、批判期後期の作品である『法論』以前において、カントは必ずしも労働所有説に敵対していたわけではなく、むしろ信奉者であったことは先に述べた通りである。しばしば例に挙げられるように、『美と崇高に対する省察』の準備草稿では、カントは「木を伐採」する行為を「私を徴表する」ものとして捉えている<sup>21</sup>。「自然法講義」で、カントはグロティウスやブーフンドルフ以来の、伝統的な先占理論を踏襲するアッヘンヴァールの自然法教科書を使用しつつ、「労働による所有」に近い論理を展開している<sup>22</sup>。こうした点を考慮すると、労働所有説へのカントの共感はある時期までは相当強いものであったと推測できる<sup>23</sup>。しかし理論的には明らかに明瞭さを損ない、また政治的には反動化、反個人主義とされ、個人的には老衰などと批判されるこうした転換は、どのような背景から生じているのか。またその転換に何らかの理論内在的な必然性がある

ったのか。このことが問題となる。そこで、ここではまずはロックの所有権理論について確認しておきたい。

ロックの所有論は、『政府二論<sup>24</sup>』の後編第5章において詳細に展開されているが、その第一の出発点といえるのは、人は出生により、生存のために自然の物を取捨する権利を認められるとする自然権である。もともと地上に存在する被造物は本来誰の独占物でもないが、神は「生活上、それをもっとも有利に利用するための理性とさらに便宜を与えた」。それ故に「大地が自然に生み出す果実や養う動物はすべて、自然のおのずからなる手によって生み出されたものであるから、共有物として人類に属する」 (§26)。「自然状態」においては、全地とその被造物が誰にも属するわけではないこと、あるいは共有であることは自明のものとも思われるが、このテーゼはいうまでもなく、神がアダムとその子孫に世界を与えたとするフィルマーの家父長国家論への反論を含んでいる。だがこのことは、「家父長的専制国家論対個人主義的国家論」といった陳腐化された対立図式だけを意味するものではなく、法秩序観の大きな転換を含むものと考えられる<sup>25</sup>。

問題は、本来、神によって付与され、共有の状態にあるはずの自然物について、諸個人がこれを独占的に占有、利用する権原がいかんにして認められ、正当化されるのかである。ロックが所有論を展開する上での最初の課題となるこの問いに対し、ロックは「大地と人間以下のすべての被造物はすべての人々の共有物であるが、しかしすべての人間は自分自身の身体に対する所有権 (property) をもっている (§27) とする、いわゆる身体の自己所有テーゼを提示した上で、次のように言う。

「彼の労働、彼の手の働きはまさしく彼のものであるといてよい。そこで彼が自然が備え、そこにそれを残しておいたその状態から取り出すものは何でも、彼が自分の労働を混じえたのであり、そうして彼自身のものである何者かをそれに付け加えていたのであって、このようにしてそれは彼の所有となる。そのものは自然によって置かれていた共有の状態から、彼によって取り去られたものだから、この労働によって他人の共有権を排除する何かをそれに付け加えられたということになる (§27)」。

この、いわば原始的な採集経済を想定した自然状態において、可想的占有の観念は必要不可欠なものではない。ここでは万物が共有状態にあるが、人は生存のため

に食物を獲得し、これを自然から取り出した時点ではじめて彼の所有に帰する<sup>26</sup>。ここで想定されている事態は、ある人がある物件を文字通り、物理的に把握している状態を意味する「所有」であり、自らが手にしていない外的な物件を、自分の所有と主張する事態は想定されていない。言い換えれば、現に私が物理的に所持している物件を私の意思に反して奪い去ろうとする行為は、カントに引き写して表現するならば、「内的な私のもの」に対する侵害として構成すれば十分である。ここではいまだ私の身体から物理的に離れた「外的な私のもの」に対する権原、すなわち可想的占有を語る必要はない。

むしろ獲得された物の蓄積や、その取引を必要とする所有秩序が成立するためには、このような原始的な、「内的な私のもの」だけを想定した所有論は不十分である。市場取引が安定しておこなわれる所有秩序が成立するためには、自己の身体を離れて存在する物件、つまり「外的な私のもの」に対する支配権原を説明することが次に必要となる。可想的占有論において、すでにみたように、私が当該の物件を物理的に所持していなくとも (自らが労働を加えて獲得した物かどうかはともかく)、それは私の物とされなければならない。この権原を認めなければ、所有物の拡大や蓄積も、また所有秩序の成立も説明できない。可想的占有の観念が必然的なものとされるのはこの段階である。

カント的な意味での「可想的占有」の契機をロックはどのように構成しているのであろうか。ロックはこの「外的な私のもの」の権原を、「自分自身の身体に対する所有」の延長上で理解しようとする。すなわち自分自身の身体と同様に、「彼の身体の労働とその手の働きはまさしく彼のもの」であるということ根拠に (自然の共有物が他人にも十分に残されている場合には、という条件設定をしつつも)、「ひとたび労働が付け加えられたものに対しては、彼以外の誰も権利をもつことはできない」のである (§26)。

「こうして私が他人と共有権をもっているいずれかの場所で、私の馬の喰う草、私の召使いの刈った芝草、私の掘り出した鉱石は、誰の譲渡も同意もなしに、私の所有物となる。私の労働がそれを、それが置かれていた共有の状態から取り出したのであり、こうして私のものであった労働がそれに対する私の所有権を確立したのである。」 (§28)

外的な物件は、それに対して私がどんな労力を払おう

とも、私の身体そのものに化するわけではない。したがってカントは物件について「内的な私のもの／外的な私のもの」として明確に区分した。これに対してロックの場合、「労働の混入」によって「自己の身体」と外界を区分する境界線は移行し、外界にあった物件は、「自己の所有物」として自己の内に取り込まれ、「自己の身体」との間でなし崩し的な一体化が進行する。私の所有物に対する私の権利は、私の身体に対する権利と同様に、自己のアイデンティティを構成する要素である。こうして当該の加工された物件は、労働者の身体から物理的に離れたとしても、その者の所有物とされる。私の労働によって取得された「私の馬」が、手綱を離れてどこを歩いていようと、それは私の馬であり続け、私の馬が食べた草もまた私の権原にあるものとされる。こうして私の身体から離脱した外的な物件に対する支配の権原は、「可想的占有」といった観念を必要とすることなく、ロックにあっても当然に認められる。外的な私のものは労働の混入によって、「内的な私のもの」の一部へと変質する。

したがってこの段階では、「外的な私のもの」に対する権原に関わる両者の違いは、用語と説明方法の違いであって、身体から離脱した外的な物件に対する権原が認められるという実質的な結論そのものにおいて、対立が見られるわけではない。それでは労働所有説批判を含んだ『法論』の意図はどこにあるのか。またこの違いは理論上どのような影響を与えることになるのだろうか。まずは労働所有説を批判する『法論』の言説を確認しよう。『法論』私法の第二章以下で、カントは本来、無主物である物件が、いかにして根源的に取得されるかについて検討を加えているが、§ 17 において次のような形で身体の「延長」理論を取る労働所有説への批判が展開されている。

「土地について最初になされる加工、区画、または一般的な形態付与は土地取得の権原を付与するものではない。言い換えれば、偶有的なものの占有(Besitz des Akzidents)は実体の法的占有の根拠を与えるものではない。そうではなくてむしろ逆に私のもの・汝のものは、規則に従って、**実体の所有権** (Eigentum der Substanz)からの帰結でなければならない。またすでに前もって彼のものとなっていない或る土地に労力を費やす者は、その土地に対して徒勞をなすにすぎない。このことはそれ自体においてあまりに明白なので、ある非常に古からの、そして今なお広範に通用している例の俗説について言えば、その原因はひそかに人心を支配している錯誤以

外には求めがたい。その錯誤とは物件を擬人化してあたかも誰かがそれに対して労働を費やせば、そのことによって彼はその物件を拘束して彼以外のどの他人の用にも恋じさせないようにさせうるかのように、人はそれらの物件に対して直接的に権利をもつと思ひこむ錯誤以外には、他の原因を挙げがたい (RL, VI, S. 268f)」（傍点筆者）。

ロックの名こそ挙げられないが、この批判はロック的な労働所有説を念頭に置いたものであることは容易に想像できる。労働の混入という経験的な契機によって物件を「身体の延長」とみなし、それに対する権利を認める擬制的論理は、「物件の擬人化」であるとみなされ、かつて自ら信奉していた労働所有説は、ここにおいて厳しい批判の対象となるのである。この背景にはしばしば指摘されるように、所有権を含めた権利一般は、人格相互の関係に関わるものであり、人格と対象との直接的な関係として捉えることはできないという批判期特有の認識があるとされる<sup>27</sup>。この指摘は所有のもつ本質的な性格を踏まえたものである点できわめて当然かつ正当な指摘である。だがこのような指摘は何もカントを待つまでもなく、グロティウスやプーフENDORFにおいて「明示もしくは黙示による合意」による所有理論として、古くから主張されてきたものでもある。ロックがプーフENDORFを熟読していたことはよく知られているが、そのロックが合意論を採らず、労働所有説を新たに主張したことは、合意論的な構成の問題点を踏まえたもの上でのものと考えの方がはるかに自然であろう。ロックの労働所有説を以て、所有のもつ「対人的性格」を見落としたものであると批判し、結果としてグロティウスやプーフENDORF以前の理論段階に退行したかのように見る解釈は、ロック理解としてはきわめて不十分なものと思われる<sup>28</sup>。とすればカントが、所有のもつ対人的性格への認識を欠落させた状態で労働所有説を支持していたとは考えにくいし、権利の対人的な性格への認識に突如目覚め、労働所有説批判へと転換したと考えるのはもともと無理がある。

ところで労働所有説ないし労働所有論者から提起される合意論への批判としては、次のようなものがある。そもそも所有のもつ人格間相互の關係的性質を根拠として、取得に際して何らかの合意や承認を要求することは論理として、必然的なものとはいえない。たとえば子を出産した親には、その子を養育する義務を負い、子は親に対して養育を求める権利をもつと考えられるが、こ

の義務や権利は他者の同意や意見の一致なくして、自然的に発生するものと考えられる。労働による原始的な取得も、子の親に対する養育を求める権利と同様に、自然的なもので、その成立は他者の同意や合意を条件とするものではない、とされるのである<sup>29</sup>。こうした立場からすれば、所有に関わる合意理論は、「権利の対社会性」という側面において、説得力をもつものでありながら、必ずしも全面的に妥当するものでもないといえそうである。とすれば、合意理論を採ることはある種の論理の飛躍ということになるのだろうか。

#### 4. 土地の特殊性

こうした疑問を考察するために、両者は「所有」の権利を体系上どのようなものとして位置付けていたかを再確認しておこう。この点、カントは所有を可能とする権利一般を詳細に区分している。§10 では取得されるべき「外的な私なもの・汝のもの」の対象区分として、実質（客体）に即して言えば、①有体的物件（実体）、②他人のなす給付（原因性）、③「私が任意に処分する権利を認められている限りでの人格の状態」（他人格との相互性）に区分される。これら3つの区分は、取得の形式に即して①物権、②対人権（債権）、③他人格を物件として占有する物権的対人権という権利の区分に対応する。さらに取得の権原に即して言えば、①一方的（事実的行為による）、②双方向的（契約による）、③全般的（法則による）か、いずれかの意思の作用による区分にも対応する。

このようにカントは可想的占有の観念に依拠して権利一般の理論を構想し、その中で物権、債権や身分的権利を説明し、これら諸権利を抽象的な権利一般の下位区分として体系上位置付けている。これらの区分は、すでに述べたように、サヴィニーによる私法上の権利体系化の先駆となるものだが、これを可能とする理論的背景となるものが、第一批判のカテゴリー表における「実体性カテゴリー」、「原因性カテゴリー」、「相互性カテゴリー」であり、物権、債権、身分権は、批判哲学によって基礎づけられるこれらのカテゴリーに対応するものとして位置付けられている(KRV, A, S. 80)<sup>30</sup>。ここで重要と思われる点は、カントが①の有体物に対する物権として想定されている対象をさらに二つに区分していることである。①の有体物は、実体性のカテゴリーに入るものとされるが、これはさらに実体(Substanz)としての土地に対して、付属物(Anhängenden)ないし内属(Inhärenz)としての動産とに区分される(RL, VI, S. 261)。

この区分もまた「関係のカテゴリー」にある「実体と内属(Substanz und Inhärenz, substantia et accidens)」の区分に対応している。この分類を念頭に置いて、カントによる労働所有説批判をもう一度参照してみよう。労働所有説に対する批判は、もっぱら土地取得の局面に向けられていた。さらに根源的取得に取得される物件は土地のみであるとする§12 では土地の特殊性について次のように述べている。

「土地（この語が意味するのは居住可能な陸地すべてである）は、その上にある一切の可動的な物との関係においては実体(Substanz)とみられるべきであり、他方、可動物の現存はただ内属とだけ見られるべきである。理論的意味において偶有性(die Akzidenzen)が実体の外で現存しえないように、実践的意味においても土地の上にある可動的なる物は、あらかじめその土地が誰かに（その人の自分のものとして）法的に占有していると認められるのであれば、その人にとって自分のものであるということはできない(RL, VI, S. 261)。

ここでは物件について、カテゴリー表との対応関係が示され、土地こそが物件の「実体」とであると表明されている。「私なもの・汝のもの」を規定するものは「実体の所有権」からの帰結でなければならない、つまり土地に対する所有権を規定することが所有秩序の基礎になると考えられているのである。これに対してロックの労働所有説がモデルとする、最初に取得される物件は、無主の土地上で自然に生育する「果実」や「獣」である<sup>31</sup>。このことは労働による所有をめぐる、両者の議論にどのような影響を与えるであろうか。

ロックが自然権としての所有権の必然性を論証する舞台は、生存に不可欠な物件（すなわちカント的にいえば、偶有的でしかない可動物・動産）を取得する局面であり、それは小規模かつ原始的な採集経済による生活を想定したものである。では非本質的な、動産を労働により取得することについてカントがどう考えているかが問題となるが、『法論』では、労働によるこれら動産の取得について、何らの批判も言及も加えられていない。カントが労働所有説批判において引いているのは、労働を通じた「土地」取得の局面についてだけなのである。むしろ土地のみを物件の実体とする『法論』の議論からすれば、物件取得の理論として土地を最初にもってくるのは当然であり、わざわざ動産の「最初の取得」を議論する必要はないといえよう。ではロックは土地を取得す



るという行為についてどのように考えているのだろうか。ロックは次のように述べている。

「所有権の主な対象は、今では土地の果実やそこに生存する獣ではなくて、土地そのもの—その他一切のものは土地の中に含まれ、土地の上に見出される—であるが、土地の所有権も同じようにして獲得されたことは明白だと思ふ。」 (§32)

ここには二つのポイントが含まれている。一つは、今日において、所有権の「主な対象」が土地そのものである、ということであり、この点は土地を物件の実体とみなすカントと近い認識が表明されているのである。だがそれにもかかわらず、ロックにおいては土地とその他の動産の取得のありようについては、区別されることはなく、果実と同様に、土地も個人の労働によって取得されると見ている点で、カントと大きな違いを見せている。ロックは、動産と不動産を、概念として一旦は区別し、その経済的な意義を認めつつ、いずれも労働を通じて取得されるとみる点で、本質的な差を認めていないのである。

しかし土地と、その他の動産の根源的取得を同列とし、土地の取得を個人の労働と結びつけることはできるのだろうか。労働所有説はもともと最低限の生存維持、つまり食物の採取という自然状態のモデルから出発している。これに対して生存そのものに不可欠というわけではなく、また歴史的な生産形態でしかない、土地の排他的所有についてまで、前者の論理をそのまま適用することはできるのだろうか。このことはあらためて吟味を要する問題だと思われる。そもそも自ら植林したわけでもない、森の中で自然に成長した樹木を立木のまま、「私のもの」とみなし、他者による果実の取得や伐採を常時排除し続ける権原とは、労働によって取得された権原といえるのだろうか。その森林を所有すると称する者が、いかに当該土地の囲い込みに労力を払ったとしても、それは当人の自然的な生存維持と必然的に結びつくものではない。土地を囲い込み、他者の立ち入りを排除する権原は、労働により取得した獲物に対する権原と同次元のものとはいえない。土地の排他的独占は、土地の改良・耕作をおこなうための条件であるとしても、立ち入り排除のための囲い込み労働の行為自体が、生存のため承認される自然的な所有権を生み出すことにはいえない。何を目的にしているのかもまだ定かではないそうした囲い込み行為ですら、土地の排他的独占を承

認する根拠になるとすれば、つまり「労働の混入」理論を純粹に徹底すれば、ノージックの例が示すように、たとえば自分のもっているトマトジュースを大海に注ぎ、その分子が海中に広がる時、海洋は私の排他的占有に帰するという結論を導きかねない<sup>32</sup>。仮にその行為によって取得の権原が認められるとしても、次に取得可能な範囲の限界を画定することが必要となる。だがその線引きはどのような原理に基づいておこなわれるべきなのか。

この疑問に対する回答が容易ではないことは、『政府二論』において、ロックが土地所有の正当化に割いている説明の量からも推し計ることができる。ロックは土地所有と労働の関係につき、次のように述べている。

「神と人間の理性とは、地を征服することを人間に命じる。すなわちそれを生活に役立つように改良し、そこに彼自身のものであった何者かを、すなわち労働をつぎ込むことを命ずるのである」 (§32)。

「神は世界を人間共有のものとして与えたが、人間がそこから最大の便益を引き出しうるように与え」、「神はそれを勤勉伶俐なものの利用に任せた」 (§34)

「労働の混入」理論それ自体では、この問いに回答することが困難であることを、この引用部分は裏書きしている。ロックは果実取得に際して援用した「労働の混入」概念に加え、土地の取得に際して、新たに「便益」という功利の増大を命じる「神の意志」や「理性の命令」を付け加えている<sup>33</sup>。トマトジュースを大海に注ぐという行為は、何ら世界の富を増し加えたものとはいえず、無意味な行為であるから、この行為は神の意志にも人間の理性にも合致するものとはいえず、その不動産（この場合は海洋）に対する権原は否定されるであろう。また管理できないほどの土地や消費し尽くせない量の産物の所有は、便益の最大化を命じる神の摂理に反するが故に正当化されることはない（もともとロックは後に、腐敗することのない貨幣を通じての富の蓄積を正当化するが）。これが「不腐敗の原則」を含む、いわゆる「ロック的但し書き」だが、この「但し書き」は神によって付与された財をもっとも有効に利用することを命じる功利性原理であり、これまで援用してきた「労働の混入」とは異質の原理というほかない。この意味でロックの労働所有説は、土地の排他的占有を正当化する局面において、もはや純粹な意味での労働所有説とは言い難いものとなっており、質的な変容を余儀なくされている。

そもそも農業を主に想定した歴史的な生産形態としての土地所有制度は、権原なき者の利用排除と独占を要請する。このことは富の生産と蓄積という目的にとっては、ロックの説明にもある通り、たしかに合理的であり、近代以前の非西欧地域においてもみられる制度である。しかし土地の排他的な占有と利用について、自然権を援用してこれを正当化するということが別の問題であるように思われる<sup>34</sup>。もし神の意志に裏付けられた功利性といった実質的な義務倫理を混入させることなく、労働所有説が説得力をもつとすれば、それは万人が立ち入り可能な無主の地で、人々が自由に狩猟や採集を営む局面にせいぜい限定されるとみる他ない。言い換えれば、直接的な生存維持に向けられた労働によって、収穫物たる消費財の取得を正当化することは可能であるとしても、土地という「生産財」の排他的な独占がなぜ導かれるのか、労働所有説はその内在的論理によってこの問いに答えることはできないのである。

カントによる労働所有説批判の背景には、権利のもつ対社会的・客観的性格に対する認識、ということが挙げられた。だが上記の認識に立脚するならば、この根拠づけ土地という不動産に対して妥当することであって、動産一般に対する権利までも想定したものではないといえよう。ロックが例に出すような、木の実や獣を取得する行為（労働）のみが権利を生み出すという命題は、生存を自然的な権利と一旦認めた以上は、必ずしも不自然な論理ではないし、説得力を欠くというわけでもない。ロックは合意論的な所有権を採るプーフェンドルフに学びつつも、もし取得に際して万人の同意が必要とされるならば人々は餓死し、生存の権利を失うことを指摘し、自ら取得した物への支配が必然的に認められるべきことを繰り返し説いている (§28)。だがここで取得される対象として想定されているのは常に、動産という「内的な私のもの」の延長で理解しうる物件にとどめられている。私が取得した果実を私から強引に取り上げる行為は、私の身体に対する侵害であり、「外的な物件」として他者の承認を必要とするまでもない生得的権利（自然権）への侵害である。だから、私の取得した果実や獣に対する権利は誰の同意も要することなく、自然的に認められるのである。

これに対して、土地は本質的に、「内的な私のもの」として構成することのできない特殊な性格をもっている。厳密な意味で土地を「物理的に」所持することはできず、土地は自然的にはすべての存在者に開放された空間の基盤である。その意味で土地の排他的な占有が成立

するためには、対社会的な、つまり何らかの形での公共的な承認が不可欠である。「外的な私のもの」とはむしろ土地に限定されるものではないが、動産は「内的な私のもの」でも「外的な私のもの」でもありうるのに対し、土地はいつでも「外的な私のもの・汝のもの」という形でしか現われることはない。

この意味で取得されるべき外的な所有秩序を成立させる「実体」を土地とみなし、可動的な物件を実体に対する「付属物」と位置付けたことは、カテゴリー表にあらわれたカントの批判的認識論の強引な応用であるとばかりはいえない。「外的な私のもの」の相互承認が所有秩序を成立させる上での中心的な観念であり（この点に異論はないであろう）、その典型的モデルとしての性格を土地は性質上備えているとすれば、土地は当然に物件の「実体」となるであろう<sup>35</sup>。「内的な私のもの」としての占有が絶対不可能な土地においては、労働所有説のような個人主義的な権利の根拠づけは採り得ないのである。

『法論』における労働所有説批判が土地取得の局面において現われていることは、以上の意味で当然のことと言わなければならないし、外的な物件の占有を可能とする可想的占有の観念も、理論内在的には土地の占有を第一次的に想定したものと位置付けることができると思われる。

## 5. おわりに

以上、本稿ではカントの所有論と所有秩序観を理解する上で、『法論』における労働所有説批判を端緒として、「土地」の果たしている役割について触れてきた。可想的占有の意義は、批判的方法の関わりでしばしば触れられるにもかかわらず、その実定法秩序の理論的形成を主導する機能として、土地の占有が最初に置かれていることへの洞察はこれまで十分なものではなかったように思われる。その上で、今後は土地の排他的占有を認めるためには、どのような権原や手続きが必要となるのか、つまり最初の土地取得がどのような権原に基づくのかについてあらためて検討していきたい。

<sup>1</sup> 70年代以降の研究によって、『法論』を批判哲学の現われとみる理解が試みられてきた。今日では『法論』を批判哲学の体系と無関係の著作とみなす見解はむしろ一般的ではない。この点については、F. Kaulbach, "Studien zur späten Rechtsphilosophie Kants und ihrer transzendentalen Methode", 1928、さらに Kersting.

"Wohlgeordnete Freiheit: Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie", Suhrkamp, 1993 が代表的である。Kersting については "Kant über Recht", Mentis Verlag, 2004 も参照。

<sup>2</sup> 前三月期の自由主義者や公法学者に与えたカントの政治哲学的・法的影響は、ドイツ公法学においてつとに認められているところである。そこでカントは代表制論、権力分立論基本権保障を含む市民的法治国家の先駆として位置づけられてきた（たとえば Carl Schmitt, "Verfassungslehre", Duncker & Humblot, S. 125ff）。ただ、その理解は同じシュミット・シューレの系譜においても同一ではなく、Ernst-Wolfgang Böckenförde, "Gesetz und gesetzgebende Gewalt", Duncker & Humblot, 1980 は、カントの権力分立論を非歴史的・抽象的な権力分立論として、その市民法治国家的な性格を希薄化させた形で理解しているし、さらに Ingeborg Maus, "Zur Aufklärung der Demokratietheorie", Suhrkamp, 1994（浜田・牧野訳『啓蒙の民主制理論』法政大学出版局、1999年）に至っては、カントは（シュミットのいう）徹底した「民主的構成原理」の論者として評価され、「市民的法治国家原理」の論者とは理解されていないなど、同じシュミットの影響下にある論者においてもその市民的性格に対する理解は一様ではない。しかしいずれもその論証において私法論には触れることなく、公法論のみを単独の評価対象としている点が共通している。

<sup>3</sup> この点については H. Kiefner, "Der Einfluß Kants auf Theorie und Praxis des Zivilrechts im 19. Jahrhundert", in: "Philosophie und Rechtswissenschaft. Zum Problem ihrer Beziehung im 19. Jahrhundert", hrsg. von J. Bluhdorn und J. Ritter, 1969 が代表的である。近年の邦語文献として、後津安恕『私法理論のパラダイム転換と契約理論の再編』（昭和堂、2001年）が、カントの物権・債権の岐別論と、サヴィニーの継承関係を強調している。但し、サヴィニー私法学とカント実践哲学との断絶は明らかである（この点は、耳野健二『サヴィニーの法思考—ドイツ近代法学における体系の概念』、未来社、1998、1章を参照）。また「使命」論文にみられる保守的なロマン主義・民族主義的国家観と、立法への消極的な評価が、カント的な理性法国家モデルと重なる余地はない（この点は、河上倫逸『ドイツ市民思想と法理論：歴史法学とその時代』創文社、1986年、第7章を参照）。

<sup>4</sup> この二つの領域を有機的につなげていく解釈が存在しないわけではない。Kersting、前掲書はその試みといえるし、Richard Saage, "Eigentum, Staat und Gesellschaft bei Immanuel Kant", 1973 もまた所有権からカントの国家観を説き起こしている。

<sup>5</sup> Karl Vorländer, "Kant und Sozialismus", Verlag von Reuther & Reichard, 1900。また社会国家という点に関しては、Gerhard Luf, "Freiheit und Gleichheit Die Aktualität im politischen Denken Kants", Springer-Verlag, 1978 がある。Maus の立場も社会が国家から社会主義への射程を含むものであるといえる。この点については福井徹也「カントと社会国家」（『法哲学年報』、1995）を参照。

<sup>6</sup> アーレントのカント評価に関しては、浜田監訳『カント政治哲学の講義』法政大学出版局、1987年。

<sup>7</sup> しかし抵抗権否認論に対しては、今日ではその保守的・権威主義的な側面よりも、むしろ国民主権原理に立脚する理性法国家からの論理的帰結とみるのが一般的である。この点については、マウス、前掲書。また大竹弘二「規範の法と例外の法—カント民主主義論のラディカルな再構成のために—」『政治思想研究』第4号、2004年、また拙稿「主権国家における自由—カントの抵抗権否認論を素材として—」法学新報108巻、4号、2001年も参照。

<sup>8</sup> 我が国では村上淳一が、カントの法秩序観を自権者たちによる法共同体と見る立場からの解釈を展開している（『近代法の形成』岩波書店、1979年、86-87頁）。ここでは旧政治社会的な要素を理性法論の基層にあるものと理解することで、「西欧近代」の歴史的性格を浮き彫りにしようとしている。しかし樽井正義「私法における権利と義務」（『社会哲学の領野』晃洋書房、1994）は、対人的物権（樽井は「物権の債権」とする）を、物権とも債権とも異なるカテゴリーとして把握した点をむしろ評価し、また対人的物権の想定される家を構築する権利主体を完全な「私」の権利として構成した点に、カント私法論のもつ積極的意義を見出している。

<sup>9</sup> 『法論』全体を概観する国内のまとまった研究としては、片木清『カントにおける倫理・法・国家の問題』法律文化社、1980年がある。

<sup>10</sup> 「所有」の語について Besitz が通常は占有、Eigentum は所有、所有権を指すことが多い。しかしここでの Besitz は実定民法上の意味での「占有」を意味するものではない。

<sup>11</sup> Kant, "Metaphysik der Sitten — I Teil Metaphysische Anfangsgründe der Rechtslehre", Akademie Textausgabe VI について、文中では RL と表示し、アカデミー版の頁数を表示する。邦訳については三島淑臣訳（『カント』中央公論社、1972年）と樽井正義訳（『カント全集11 人倫の形而上学』、岩波書店、2002年）を参考としているが、必ずしも同一ではない。

<sup>12</sup> このことはグロティウスに代表される啓蒙主義自然法論との関係で、その体系理解が必ずしも容易ではないことを意味する。グロティウスにおいては、自然状態における権利とは、「私法」上の権利に限定されず、刑罰権の行使や戦争権すらも含む（この点について、詳細は、太田義器『グロティウスの国際政治思想』、ミネルヴァ書房、2003年、147頁以下を参照）。カントのいう自然状態はこれに対してははじめから理念的なものとして、主権国家成立後に制定される私法と私権の論理的前提として社会状態としての自然状態が語られるにすぎない。とすれば「先占」による「最初の土地取得」は、あくまで私法上の意義をもつ行為にとどまるのか、何らかの意味での権力的・公的意義を備えるものと理解すべきかが大きな問題となる。この点については稿をあらためて検討したい。

<sup>13</sup> 「あらゆる財(Gut)は、人間の内におけるものか、人間の外におけるものである。前者は内的なものであり、後者は外的なもの、もしくは外的な状態にある財である」(Gottfried Achenwall, "Anfangsgründe des Naturrechts zum Gebrauch in Vorlesungen Ausgearbeitet", Göttingen, 1750, §264, S. 91)。但し、カントがこの版で講義してい

たかは明らかではない。

<sup>14</sup> カントは「自権者であること」を、生得的な権利と捉えており、ここでの「自権者」は土地所有者としての自権者とは異なる。カントは経済的独立や土地所有等をもつ市民を「能動的な国家市民」とし、こうした階層の人間のみに投票権を承認しようとするが、この人々だけが「自権者」とされるわけではないし、また国家をこうした「自権者」の共同体と捉えていたわけでもない（これに対して村上淳一（前掲書、86頁）は、カントの所有論から「自権者たる家父長の社会」と理解する）。リーデル（Manfred Riedel, "Herrschaft und Gesellschaft, 「支配と社会」（成瀬他訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、1982年、14頁以降）は、カントのいう能動的な国家市民像について、アプリアリな原理による政治・法制度の基礎づけと、アポストリアリな原理による基礎づけとの混在としつつも、カントの立場を「自権者たちの共同体」とするよう解釈は正当にも採っていない。

<sup>15</sup> カントの批判哲学において「演繹(Deduktion)」は、帰納法の対比として方法ではなく、法廷における法的論証である。カントの試みていたことはいわば超越論的な演繹であったことについては、浜田義文「法廷としての『純粋理性批判』」（法政大学文学部紀要、31号、1983年）、石川文康『カント第三の思考 法廷モデルと無限判断』（名古屋大学出版会、1996年）を参照。

<sup>16</sup> 第一批判で展開される超越論的方法が、アプリアリな総合的法命題としての可想的占有の証明として成功しているのかどうか、この点を肯定的にみる立場としてはF. Kaulbach. の議論が必須だが、最終的には成功していないとみる立場が支配的である。Kersting, "Immanuel Kants Rechts- und Staatsphilosophie", 1993, S. 228f.も指摘するように、この証明にはなお矛盾あるものとして問題性をはらんでいるとするが、本稿ではここでの論証に深入りすることはしない。

<sup>17</sup> 可想的占有は経験的占有を前提とし、経験的占有は可想的占有を前提としている点で、『法論』における可想的占有の論証は成功していないとする見解もある（片木清、前掲書、119頁）。しかし「いかにしても洞察しえない」とカント自身が述べているように、理論理性上の認識としてはもともと不可能であり、これを以て論証に成功していない、というのは批判として失当であるように思われる。

<sup>18</sup> この特殊な権利の類型を、家父長主義を背景とするイデオロギー性の現われとして断罪するべきものではない。家父長主義が公式に否定される現代の市民法にあっても、身分法上の権利は、一取引ごとに解消されるものではなく、継続的かつ人格的な結合を前提とするもので、債権と同視することはできない。また物権的な構成が適切であるわけでもない。物権的な対人権が、あらたな権利の類型をめざしていたことについては、三島、前掲書、167頁以降を参照。

<sup>19</sup> 茂津安恕（前掲書、121頁以下）は、カントが「法的占有」を権利と交換可能であることを見出し、可想的占有論について、権利体系への転換を可能とする試みとみている。茂津の成果は、『法論』を啓蒙主義自然法論の系譜に位置づけつつ、その根源的な転換を図り、サヴィニーに代表されるドイツ私法学の体系思想の基礎を

作ったことへの認識を深めさせるものである。しかしこのことは、サヴィニー以降、私法学と公法学とが分離・断絶され、私法学が国家論との交渉をもたなくなった要因としてカントを位置付けることにもつながる。ここで問われるべきは、カントの私法上の体系が、同一の書で展開される公法論や国家論とどのような有機的な連関を示しているか、ということである。

<sup>20</sup> カントの「自然状態」をロック的な「社会状態」として、前国家的な自然法秩序と見ることに困難が伴う。暫定的な意味で「外的な私のもの」を成立させる構造はロック的な、自然権的な所有権を承認するものであるかにみえるが、同時に「自然状態」から「法的状態」への移行は、「暴力」と対置される「法」の概念から生じるものとされているからである。外的にしたがう法則のない自由の状態にとどまり続けようとする状態は、「互いに攻撃をしあうとしても、相互に不法をなすことにはまったくならない」(VI, S.307)。ここでは自然状態において主権者の定める法が存在しない以上、違法合法の区別はないとするホブズ的な自然状態モデルが見られる。しかし同時に、この自然状態に留まろうとすることは、「最高度の不法を犯す」ものとして、やはり法的状態のもつ規範的な側面が維持されている。ホブズ的な側面とロック的な側面の混在は、『法論』のみならず、『省察』「準備草稿」を含め一貫しない形でみられるが、この混乱については別稿で後日あらためて論じたい。

<sup>21</sup> "Bemerkungen zu den Beobachtungen über das Gefühl des Schönen und Erhabenen", XX, S. 66.

<sup>22</sup> 「ある人が最初に或る土地を発見し、そしてそこに旗を立てて、占有をした場合に、彼はまたその土地に対して何らの権利ももっていない。しかし彼がその土地を加工し、その土地に彼の力をういた場合、彼はそれを把握する(apprehendirt)」(Kants Naturrecht gelesen in Winterhalben Jahre 1784", XXVII, II, II, S. 1342)。とはいえ、この部分を見る限りでは、カントは apprehensio の契機を重視するものであり、労働とは apprehensio を成立させるためのものという位置付けとなっている。

<sup>23</sup> 高橋洋城「労働所有説とカント所有権論」（『純真紀要』、36号、1995、42頁）によれば、初期カントの労働所有説は、基本的に「徴表-労働所有説」であり、身体の自己所有と労働、それに基づく獲得が論理的に不可分な関係にあるロック的な労働所有説とは異なるとしている。要するに労働を重視する初期のカントにおいても、その所有理論は必ずしもロックのものとは同一ではない。

<sup>24</sup> ロックの『政府二論』の引用については、John Locke, "Two Treatises of Government", edited by Peter Laslett, Cambridge UP, 1970の параグラフで示す。

<sup>25</sup> ここではフィルムマーの議論に入り込む余裕はないが、本稿との関係で確認しておくべき点として、その家父長論が家父長的専制のイデオロギーであったということとは別に、フィルムマーの考えている法秩序観は、法秩序の根拠を血統的な正当性に求めるもので、主権国家による国際秩序が成立する以前の、いわば属人主義的な法秩序観を反映したものであったといえる。のちに述べるように、誰の承認も必要とせず、労働により土地を取得した所有者たちの契約によって成立する法秩序は、

必然的に属地主義的な法秩序観につながる点で、フィルマー的な法秩序観と好対照をなしている。

<sup>26</sup> 自然状態において「共有」されている物件・財は、最終的に個人の排他的支配に服することになるが、これを可能とする論理をどのように構成するかについては問題がある。ウォルドロン (Jeremy Waldron, "The Right to private Property", Clarendon, 1988, p. 153)は、共有について、プーフンドルフと同様に、「消極的共有(negative communism)」と理解することによって、複数の人間による分割請求の可能な民法上の共有とは別に理解する。消極的所有は、特定の人間に帰属していないが故に、誰もが取得しうる状態として理解しようとする。

<sup>27</sup> その典型としてたとえば三島淑臣(前掲書、264頁)。「所有権を含めて一般に権利とは人と人との社会的関係に係わるのであって、人と物との関係に直接関わるものではない、という批判期に独特の透徹した認識がある」。

<sup>28</sup> 『政府二論』執筆の最大の目的はフィルマーの家父長国家論を反駁することであるが、フィルマーは自然状態における共有から合意によって私的所有権が生み出される論理過程が、幾つもの矛盾を抱えていると指摘し批判している(Filmer, "Patriarcha and Other Writings", edited by Johann Sommerville, p 209)。だが「アダムとその相続人」の優越を否認し、個人の平等と自由の根源として、自然状態における共有を想定しようとする啓蒙期自然法論の立場からすれば、私的所有権は必ず万物の共有状態から導き出されなければならないのである。要するにロックはフィルマーによって指摘された合意理論の弱点を避けつつ、労働所有説という新たな理論を採用することによって、自然状態からの私的所有秩序の正当化を図ろうとしている、このような理論系譜の中に位置付けられるべきと思われる。労働所有説による私的所有権の論証が成功しているかどうかの評価は別として、ロックが合意理論を放棄したことは、権利の「対他性格」への認識欠如などと単純に片づけられるものとは思われない。

<sup>29</sup> 森村進、前掲書、174頁以下。

<sup>30</sup> 第一批判に対応させるこうした区分はその後も権力分立における立法・執行・司法の区別などで執拗に現れる。『法論』ではいかに第一批判におけるカテゴリー表の適用が意識されているかを示している。

<sup>31</sup> 「土地(この語によって一切の居住可能な陸地が意味される)は、その上にある一切の可動的な物との関係においては「実体」とみられるべきであり、他方可動的な物の現存はただ内属(Inhärenz)としてのみ見られるべきである。理論的意味において偶有性が実体なしに現存しえないように、実践的意味において土地の上にある可動的なものもしある人があらかじめその土地を法的に占有していると認められるのでなければ、その人にとって自分のものであることはできない」(RL, VI, S. 261)

<sup>32</sup> ロバート・ノージック(島津格訳)『アナキー・国家・ユートピア』(木鐸社、2000年、292頁以降)。

<sup>33</sup> 三島(前掲書、257頁)は、これをプロテスタンティズムと結びつけたロック特有の「創造主体的個人主義」とよんでいる。勤勉かつ正直な営利追求を神の意志

による倫理的な自己目的とみなす典型は、ウェーバー『資本主義の精神』でも言及されるフランクリンにも見出される。

<sup>34</sup> 下川潔(『自由主義の政治哲学』、115頁以降、名古屋大学出版会、2000年)は、ロックにみられるこの断絶を次のように理解する。すなわち生存にとって必然的な、木の実や動物を獲得し、栄養にする行為については、排他的な所有権が発生する必然性を示したものであり、土地取得において精密に展開される労働による取得については「どのようにして」所有権を獲得するかを説明したものととして、段階的な区分を設けて理解する。とはいえ「どのように」取得されるかを説明する範囲は、「所有権の必然性」として論証された範囲にしか妥当しない。土地が所有の対象となる「必然性」は示されていないままである。

<sup>35</sup> 三島(前掲書154頁)は、『法論』のもつ意義を高く評価しつつも、その物権論の限界として、取得の権原問題を「実体」としての土地取得問題に還元してしまったことを挙げている。三島は物件を「実体-内属」に区分することについて、第一批判の手續と『法論』を並行化させることへの欲求の根強さに還元している(同書181頁)。だが本文中に述べたように、この区分には十分な理由があり、指摘には賛成できない。